

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 傷病手当金の支給に関する特例の追加

(1) 実施理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和2年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第2弾」が決定され、国民健康保険において傷病手当金を支給した場合に、国から特例的な財政支援を行う旨が盛り込まれた。

これは、給与等の支払を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、休みやすい環境を整備することが重要であり、国が緊急的・特例的な措置として財政支援を行うことで、保険者に傷病手当金の支給を促すこととしたものである。

このことを踏まえ、墨田区国民健康保険条例の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対して傷病手当金を支給するための特例を定める。

(2) 制度概要

ア 対象者

給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与を除く。）の支払を受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができないものを対象とする。

イ 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日について支給する。

ウ 支給額

1日につき、直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額とする。また、給与等の全部又は一部を受けることができる者のうち、その金額が傷病手当金の金額より少ない場合は、その差額を支給する。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{3月間の} \\ \text{給与等の} \\ \text{合計額} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{就労日数} \end{array}} \times \frac{2}{3} = \boxed{\begin{array}{c} \text{1日当たり} \\ \text{傷病手当金} \\ \text{支給額} \end{array}}$$

エ 適用期間

令和2年1月1日から同年9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月とする。

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用する。